

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) に該当される方へ

国民健康保険料が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方 (失業時点で65歳未満の方)

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次の方です。
(該当コード：11・12・21・22・23・31・32・33・34)

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

手続きに必要な ものは？

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険被保険者証

軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
保険年金課(呉市役所3階)にお尋ねください。
電話番号 0823-25-3153(国保保険料グループ)